

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年8月7日（平成27年（行情）諮問第478号）

答申日：平成28年10月4日（平成28年度（行情）答申第376号）

事件名：隊員に対する特定選挙の投票の有無の確認に係る文書の不開示決定
（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「26.12.15，部隊で各人に対し，前日に行われた投票選挙に「行った」のか「行かなかった」のか，確認があった。この確認に係る全ての書面及びメール（全て原議書を含む）（この確認を実施した理由がわかるもの，及びこの確認を命じたものなど）」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成27年2月20日付け防官文第2109号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，原処分の取消し（正当な行政文書の開示）を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

諮問庁は，隊員に対し，26.12.14衆議院議員総選挙に行ったのか行かなかったのか確認を実施した。よって，当該行政文書は存在する。原処分は，法5条にある開示義務を不当に回避したものであり，違法不当である。

（2）意見書

異議申立人から，平成27年9月22日付け（同月24日收受）で本件に係る意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，「26.12.15，部隊で各人に対し，前日に行われた投票選挙に「行った」のか「行かなかった」のか，確認があった。こ

の確認に係る全ての書面及びメール（全て原議書を含む）（この確認を実施した理由がわかるもの、及びこの確認を命じたものなど）」（本件対象文書）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書の保有を確認することができなかつたため、法9条2項の規定に基づき、平成27年2月20日付け防官文第2109号により、文書不存在を理由とする不開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「諮問庁は、隊員に対し、26.12.14衆議院議員総選挙に行ったのか行かなかつたのか確認を実施した。よつて、当該行政文書は存在する。」として、原処分は違法不当であると主張する。

異議申立人が実施したと主張する衆議院議員総選挙に関する確認は、平成26年12月14日に行われた第47回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査について、陸上自衛隊特定部隊において隊員に対して行われた、投票に行ったかどうかの確認を指しているものと思われるが、当該確認は、同隊において従前より慣例的に行われており、隊員への確認及び上級部隊への報告とも当該部隊の前任陸曹より口頭で行われているため、行政文書は作成していない。

原処分に当たつては、念のため、同総選挙・国民審査において、確認に関する行政文書が作成されていないか確認を行ったところ、確認実施の指示、隊員への確認及び確認結果の報告はいずれも口頭で行われ、その過程で作成したチェック用紙についても、報告後に廃棄しており、その保有を確認することができなかつた。

よつて、原処分が「法5条にある開示義務を不当に回避したもの」であるとする異議申立人の主張は全く当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成27年8月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年9月24日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ④ 平成28年9月7日 | 審議 |
| ⑤ 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

- (1) 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、異議申立人が主張する衆議院議員総選挙に関する確認は、平成26年12月14日に行われた第47回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国

民審査について、陸上自衛隊特定部隊において隊員に対して行われた、投票に行ったかどうかの確認（以下「本件確認」という。）を指しているものと思われるとした上で、本件確認は、同隊において従前より慣例的に行われており、隊員への確認及び上級部隊への報告ともに口頭で行われ、その過程で作成したチェック用紙については、同報告後に廃棄しており、その保有を確認することができなかったとして不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しと該当する文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としている。

- (2) なお、本件開示請求は、「26. 12. 15、部隊で各人に対し、前日に行われた投票選挙に「行った」のか「行かなかった」のか、確認があった。この確認に係る全ての書面及びメール（全て原議書を含む）（この確認を実施した理由がわかるもの、及びこの確認を命じたものなど）」の開示を求めるものであるが、この「部隊」（以下「当該部隊」という。）がどの部隊を指したものであるのかは明示されていない。一方、諮問庁は、上記のとおり、当該部隊について陸上自衛隊特定部隊と思われること判断していることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、この判断の理由について確認させたところ、異議申立人が平成26年12月15日当時に同特定部隊に所属していたことから、同特定部隊が当該部隊であると判断したとのことであった。

この点について、異議申立人が、本件開示請求時（開示請求書の作成日付は平成26年12月20日）に、本件対象文書に係る確認があった年月日を特定しつつ、当該確認が行われたことを断定していることを踏まえると、当該部隊については、自衛隊の全部隊を意味するものではなく、異議申立人が所属しておりその動向を知り得る部隊である上記特定部隊を意味するものと捉える方が自然であると考えられる。したがって、処分庁が当該部隊を同特定部隊と判断したことは妥当であると認められる。

なお、上記の判断を記載した諮問庁の理由説明書に対して提出された異議申立人の意見書の内容を踏まえても、上記の判断に誤りがあったとは認められない。

- (3) 以上を踏まえ、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。
- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件確認の目的、理由等について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件確認は、陸上自衛隊特定部隊において、業務や隊務を理由として投票に行かない隊員の発生を防止するという観点から、このような隊員を個別に把握した上で、業務調整や期日前投票を活用するなど、

業務等があった場合においても投票に行くことを可能とする事前の処置をとるよう指導するため、実施したものである。

イ 上記アの目的を達成するため、上記特定部隊の各隊員に対して、口頭により、投票に行ったかどうかを確認し、さらに、投票に行っていない場合にはその理由を併せて確認する、という方法により本件確認を実施した。

また、この過程において、同特定部隊の各隊員について、投票に行ったのかどうかを記載したチェック用紙を作成している。

ウ 本件確認の結果については、上記アの指導を行うという用途以外に活用することはないため、その上級部隊への報告についても口頭により実施している。

(2) 以上を踏まえて検討すると、本件確認は、業務等を理由として投票に行かなかった隊員に対して、今後、期日前投票の活用等の対応をとるよう指導するために実施しているものであり、当該確認及び報告は口頭で行ったのみで、その確認過程で作成したチェック用紙については上記報告後に廃棄しているとの諮問庁の説明を、全く不自然、不合理なものとして否定することはできない。

したがって、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子